

令和5年第4回市会定例会 議案等提出一覧

I 一般議案 36件

- | | | | |
|-----|----------------------|-----|---|
| 1 | 地方自治法第180条に基づく専決処分報告 | 3件 | 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び改良住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか2件 |
| 2 | 地方自治法第179条に基づく専決処分報告 | 1件 | 公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定の専決処分報告 |
| 3 | 条例の一部改正等 | 16件 | |
| (1) | 条例の一部改正 | 15件 | 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 ほか14件 |
| (2) | 条例の廃止 | 1件 | 横浜市工業技術支援センター条例の廃止 |
| 4 | 道路の認定廃止 | 1件 | 北寺尾第501号線等市道路線の認定及び廃止 |
| 5 | 財産の取得 | 1件 | 高規格救急車の取得 |
| 6 | 指定管理者の指定 | 8件 | 地区センターの指定管理者の指定 ほか7件 |
| 7 | その他 | 1件 | 当せん金付証票発売の限度額 |
| 8 | 契約の締結等 | 5件 | |
| (1) | 契約の締結 | 3件 | 横浜市中央卸売市場本場青果部施設整備工事（第2工区建築工事）請負契約の締結 ほか2件 |
| (2) | 契約の変更 | 2件 | 南部児童相談所移転新築工事並びに上永谷駅前地域ケアプラザ（仮称）及び上永谷駅前コミュニティハウス（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更 ほか1件 |

II 予算議案 2件

- | | | | |
|---|------|----|----------------------------|
| 1 | 補正予算 | 2件 | 令和5年度横浜市一般会計補正予算（第4号） ほか1件 |
|---|------|----|----------------------------|

合計 38件

令和5年11月30日発送

令和5年12月7日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長 大澤 吉幸 Tel 045-671-2046

(予算議案について) 財政局財政課長 飯島 龍 Tel 045-671-2230

I 一般議案

件名	概要
1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（3件）	
市報第19号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び改良住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅等使用料の滞納に係る訴えの提起、和解及び改良住宅使用料の民事調停 ①訴えの提起 件数: 1件 総額: 約433千円 ②和解の成立 件数: 16件 総額: 約3,124千円 平均: 約195千円/件 ③調停の申立て 件数: 1件 総額: 57千円 ④調停の成立 件数: 1件 総額: 約80千円
市報第20号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 健康福祉局 1件 環境創造局 2件 資源循環局 17件 道路局 9件 消防局 5件 南区 1件 磯子区 1件 港北区 2件 栄区 2件 泉区 1件 合計: 41件 総額: 約13,740千円 平均: 約335千円/件
市報第21号 変更契約の締結についての専決処分報告	契約金額の変更: 6件 ※各変更契約については6～8頁参照
2 地方自治法第179条に基づく専決処分報告（1件）	
市報第22号 公共下水道の管理かしによる事故についての損害賠償額の決定の専決処分報告	本市の義務に属する損害賠償額の決定 (損害賠償額) 5,855,301円 (被害者) 株式会社チェルシーハウス (事故概要) 5年5月8日及び同年6月3日中区山下町において雨水ますと公共下水道管の接続不備により浸水し、被害者の店舗、商品等を汚損した (専決年月日) 5年11月8日
3 条例の一部改正等（16件）	
(1) 条例の一部改正（15件）	
市第46号議案 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正	地方自治法の一部改正に伴う改正 (内容) ①給与の種類に勤勉手当を追加 ②会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を常勤職員と同じ割合とする (施行日) 令和6年4月1日
市第47号議案 横浜市手数料条例の一部改正	(内容) ①使用済自動車の解体業等の許可証の再交付手数料を徴収する ②浄化槽清掃業の許可申請手数料等を改定する 等 (施行日) 公布の日 等
市第48号議案 横浜みどり税条例の一部改正	市民税均等割の税率の特例等を適用する期間の延長 (内容) ①個人市民税均等割の税率の特例を10年度まで延長 ②法人市民税均等割の税率の特例を、11年3月31日までの間に開始する事業年度等に係る分まで延長 等 (施行日) 公布の日 等 ※16頁参照

<p>市第 49 号議案 地方税法第314条の7 第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正 (内 容) 個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定</p> <p>①新規</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人の名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人こどもネットミュージアム</td> <td>神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8</td> </tr> </table> <p>(寄附金の支出期間) 5年1月1日～10年12月31日 (施行日) 公布の日</p> <p>②更新</p> <table border="1"> <tr> <td>特定非営利活動法人の名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人こまちぷらす</td> <td>戸塚区戸塚町145番地の6</td> </tr> </table> <p>(施行日) 6年1月1日</p>		特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	特定非営利活動法人こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地								
特定非営利活動法人こどもネットミュージアム	神奈川区鶴屋町2丁目21番地の8								
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地								
特定非営利活動法人こまちぷらす	戸塚区戸塚町145番地の6								
<p>市第 50 号議案 横浜市地区センター条例の一部改正</p>	<p>(内 容) たかたコミュニティハウス (港北区：7年4月開館予定) を設置する (施行日) 規則で定める日 等</p>								
<p>市第 51 号議案 横浜市国民健康保険条例の一部改正</p>	<p>国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正 (内 容) 出産する被保険者に係る国民健康保険料の免除措置の導入に伴い、保険料賦課総額の算定方式を改める 等 (施行日) 6年1月1日</p>								
<p>市第 52 号議案 横浜市下水道条例の一部改正</p>	<p>一般下水道の土地占用料の改定 (内 容) 第二種電柱 1本につき 4,700円 → 4,800円/年 工事用施設及び工事用材料置場 占有面積 1㎡につき 16,800円 → 18,000円/年 (施 行 日) 6年4月1日 (関係議案) 市第53号議案・市第55号議案・市第56号議案・市第57号議案</p>								
<p>市第 53 号議案 横浜市公園条例の一部改正</p>	<p>公園の占用に係る使用料の改定 (内 容) 第二種電柱 1本につき 4,700円 → 4,800円/年 工事用施設及び工事用材料置場 1㎡につき 1,400円 → 1,500円/月 等 (施 行 日) 6年4月1日 (関係議案) 市第52号議案・市第55号議案・市第56号議案・市第57号議案</p>								
<p>市第 54 号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正</p>	<p>(内 容) ①本市の処理施設に搬入する産業廃棄物について産業廃棄物管理票を提出する方法に加えて電子情報処理組織を使用して登録する方法を導入する ②事業系一般廃棄物管理票を廃止する 等 (施行日) 6年4月1日 ※17頁参照</p>								
<p>市第 55 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正</p>	<p>道路占用料の改定 (内 容) 第二種電柱 1本につき 4,700円 → 4,800円/年 工事用施設及び工事用材料 占有面積 1㎡につき 1,400円 → 1,500円/月 自動運行補助施設のうち道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 1本につき 4,400円/年 等 (施 行 日) 6年4月1日 (関係議案) 市第52号議案・市第53号議案・市第56号議案・市第57号議案</p>								
<p>市第 56 号議案 横浜市河川占用料条例の一部改正</p>	<p>河川の土地占用料の改定 (内 容) 一般下水道の土地占用料と同様の改定 (施 行 日) 6年4月1日 (関係議案) 市第52号議案・市第53号議案・市第55号議案・市第57号議案</p>								

市第 57 号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正	港湾施設占用料の改定 (内 容) 第二種電柱 1本につき 4,700円 → 4,800円/年 工事用施設その他これに類する施設 占有面積 1㎡につき 1,400円 → 1,500円/月 等 (施行日) 6年4月1日 (関係議案) 市第52号議案・市第53号議案・市第55号議案・市第56号議案
市第 58 号議案 横浜市消防団の設置等に関する条例の一部改正	消防団の統合 (中区) (内 容) 伊勢佐木消防団、加賀町消防団及び山手消防団を統合し、 名称を「中消防団」とする (施行日) 6年4月1日
市第 59 号議案 横浜市火災予防条例の一部改正	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱い に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う改正 (内 容) ①規制する蓄電池設備の見直し ②固体燃料を使用するち ゅう房設備の離隔距離を定める 等 (施行日) 6年1月1日
市第 60 号議案 横浜市奨学条例の一部改正	(内 容) 奨学生の志願に係る手続等について、オンライン申請を導入 することに伴い、奨学生願書の提出方法等を変更する 等 (施行日) 6年4月1日

(2) 条 例 の 廃 止 (1件)

市第 61 号議案 横浜市工業技術支援センター条例 の廃止	(内 容) 工業技術支援センターを廃止する (施行日) 6年4月1日
-------------------------------------	---------------------------------------

4 道 路 の 認 定 廃 止 (1件)

市第 62 号議案 北寺尾第501号線等市道路線の認 定及び廃止	(認 定) 北寺尾第501号線など2路線 (廃 止) 北寺尾第478号線など21路線 合計23路線
--	---

5 財 産 の 取 得 (1件)

市第 63 号議案 高規格救急車の取得	救急体制の充実を図るため、高規格救急車を取得する (内 容) 高規格救急車 (車両及びぎ装) 15台 (更新15台) (相手方) 神奈川トヨタ自動車株式会社 (金 額) 268,950千円 (単価: 17,930千円)
------------------------	---

6 指 定 管 理 者 の 指 定 (8件)

市第 64 号議案 地区センターの指定管理者の指定	地区センター (7施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については9頁参照
市第 65 号議案 公会堂の指定管理者の指定	公会堂 (3施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については10頁参照
市第 66 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定	スポーツ施設 (5施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については10頁参照

市第 67 号議案 区民文化センターの指定管理者の指定	(名 称) 横浜市緑区民文化センター (緑区長津田二丁目) (指定管理者) みどりアート&メディアパートナーズ (中区太田町2丁目23番地) (指 定期間) 6年4月1日~11年3月31日
市第 68 号議案 地域療育センターの指定管理者の指定	地域療育センター (6施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については11頁参照
市第 69 号議案 公園の指定管理者の指定	公園 (27施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については11~13頁参照
市第 70 号議案 市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者の指定	市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設 8ブロック (278施設) の指定管理者の指定 ※各ブロックの指定管理者については14頁参照
市第 71 号議案 横浜市少年自然の家の指定管理者の指定	少年自然の家 (2施設) の指定管理者の指定 ※各施設の指定管理者については15頁参照

7 そ の 他 (1件)

市第 72 号議案 当せん金付証券発売の限度額	6年度における公共事業等の費用の財源に充てる当せん金付証券 (宝くじ) の発売限度額を定める (発売年度) 6年度 (発売限度額) 31,000,000千円 (議決根拠) 当せん金付証券法第4条第1項
----------------------------	--

8 契約の締結等 (5件)

(1) 契約の締結 (3件)

市第 73 号議案 横浜市中央卸売市場本場青果部施設整備工事 (第2工区建築工事) 請負契約の締結	鉄骨造3階建 1棟 (工事場所) 神奈川区橋本町1丁目1番地の1 (契約金額) 1,991,000,000円 (完成期限) 7年11月28日 (契約相手) 渡辺・根本建設共同企業体
市第 74 号議案 都市計画道路桜木東戸塚線 (平戸地区) 街路整備工事請負契約の締結	設計、トンネル築造工 各一式 (工事場所) 戸塚区平戸町567番地の3から同区平戸五丁目1,310番地の5まで (契約金額) 10,151,900,000円 (完成期限) 14年3月31日 (契約相手) 大林・アイサワ・京急建設共同企業体
市第 75 号議案 万騎が原小学校建替工事 (第1工区建築工事) 請負契約の締結	鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建 (校舎、屋内運動場) 1棟 (工事場所) 旭区大池町66番地 (契約金額) 698,500,000円 (完成期限) 7年1月24日 (契約相手) 株式会社渡辺組

(2) 契約の変更 (2件)

市第 76 号議案 南部児童相談所移転新築工事並びに上永谷駅前地域ケアプラザ (仮称) 及び上永谷駅前コミュニティハウス (仮称) 新築工事 (建築工事) 請負契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 1,683,000,000円 → 1,863,132,700円 (約10.70%増) (変更理由) 工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不当となる等のため
--	---

<p>市第 77 号議案 瀬戸橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約の変更</p>	<p>契約金額及び完成期限の変更 (契約金額) 2,377,100,000円 → 2,607,082,500円 (約9.67%増) (完成期限) 6年8月30日 → 6年10月31日 (変更理由) ①工期内に賃金等の水準が著しく変動し、契約金額が不 相当となる等のため ②関連工事である衛生設備工事の入札が、不 調により契約が遅れたことで工程に遅延が生じたため</p>
---	---

市報第21号議案 変更契約の締結についての専決処分報告

専決 年月日	契約の概要（下線部が今回の変更内容）			変更理由	
	契約名	相手方	議決・専決年月日 変更前		変更後
5.7.21	消防本部 整備工事 （建築工 事）請負 契約	戸田・小 俣・小雀 建設共同 企業体	<u>4.9.30専決</u> 契約金額 <u>5,814,688,000円</u> 完成期限 令和5年7月31日 <u>3.11.19専決</u> 契約金額 5,718,900,000円 完成期限 令和5年7月31日 <u>2.9.16議決</u> 契約金額 5,588,000,000円 完成期限 令和5年6月30日	契約金額 <u>5,819,044,000円</u> 完成期限 令和5年7月31日	工事現場における週休2日の取得の達成状況に応じ、当該取得に要する費用を計上するため
同	消防本部 整備工事 （電気設 備工事） 請負契約	メルビッ ク・京浜 ・東邦建 設共同企 業体	<u>4.12.23議決</u> 契約金額 <u>1,439,581,110円</u> 完成期限 令和5年7月31日 <u>3.12.3専決</u> 契約金額 1,353,000,000円 完成期限 令和5年7月31日 <u>2.9.16議決</u> 契約金額 1,250,249,000円 完成期限 令和5年6月30日	契約金額 <u>1,446,104,220円</u> 完成期限 令和5年7月31日	同

別紙

同	消防本部 整備工事 (空気調 和設備工 事) 請負 契約	川本・康 栄社建設 共同企業 体	<u>4. 9. 30専決</u> 契約金額 <u>1, 130, 626, 310円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>3. 12. 3 専決</u> 契約金額 1, 120, 900, 000円 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日 <u>2. 9. 16議決</u> 契約金額 1, 120, 900, 000円 完成期限 令和 5 年 6 月 30 日	契約金額 <u>1, 134, 960, 970円</u> 完成期限 令和 5 年 7 月 31 日	同
5. 8. 29	小柴自然 公園 3 期 エリアほ か基盤整 備工事請 負契約	大豊建設 株式会社	<u>5. 6. 1 議決</u> 契約金額 <u>600, 106, 100円</u> 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日	契約金額 <u>610, 401, 803円</u> 完成期限 令和 5 年 9 月 29 日	工期内に賃金等 の水準が著しく 変動し、契約金 額が不適当とな るため

5.9.19	新本牧ふ頭建設工事(その36・中仕切堤築造工)請負契約	東亜・みらい・りんかい日産建設共同企業体	<u>5.5.30専決</u> 契約金額 <u>2,734,510,900円</u> 完成期限 令和6年3月29日 <u>5.3.9専決</u> 契約金額 2,690,582,400円 完成期限 令和6年3月29日 <u>4.10.17専決</u> 契約金額 2,690,582,400円 完成期限 令和5年12月28日 <u>4.9.16議決</u> 契約金額 2,690,015,557円 完成期限 令和5年12月28日	契約金額 <u>2,758,310,500円</u> 完成期限 令和6年3月29日	関連工事の遅れによる施工工程の見直しに伴い、関連工事との作業順序を考慮し工事を一時中止した等のため
5.9.21	小柴自然公園3期エリアほか基盤整備工事請負契約	大豊建設株式会社	<u>5.8.29専決</u> 契約金額 <u>610,401,803円</u> 完成期限 令和5年9月29日 <u>5.6.1議決</u> 契約金額 600,106,100円 完成期限 令和5年9月29日	契約金額 <u>656,583,873円</u> 完成期限 令和5年9月29日	設計変更のための契約手続きに伴い工事を一時中止した等のため

別 紙

市第64号議案 地区センターの指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市白幡地区センター	東京都目黒区東山1丁目5番4号	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
横浜市城郷小机地区センター	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 関 治 美	同
横浜市踊場地区センター	中区常盤町1丁目7番地	公益財団法人横浜YMCA 理事長 工 藤 誠 一	同
横浜市上大岡コミュニティハウス	港南区野庭町10番地の7	特定非営利活動法人港南区レクリエーション協会 理事長 小 林 俊 正	同
横浜市滝頭コミュニティハウス	磯子区磯子三丁目1番41号	一般社団法人磯子区区民利用施設協会 会長 横 田 秀 昭	同
横浜市荏田コミュニティハウス	青葉区あざみ野二丁目9番地の22	公益社団法人横浜市民施設協会 理事長 山 川 英 子	同
横浜市新橋コミュニティハウス	泉区岡津町2, 085番地	特定非営利活動法人中川コミュニティグループ 理事長 小 泉 正 彦	同

市第65号議案 公会堂の指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市開港記念 会館	中区太田町2丁 目23番地	ソーシャルアカデミックマネ ジメント 代表者 株式会社神奈川新聞社 代表取締役 須藤 浩之 社 長	横浜市公会堂条例の 一部を改正する条例 (令和4年12月横浜 市条例第43号)の施 行の日から令和11年 3月31日まで
横浜市金沢公会 堂	西区北幸二丁目 9番14号	相鉄企業株式会社 代表取締役 齊藤 淳 社 長	令和6年4月1日か ら令和11年3月31日 まで
横浜市港北公会 堂	埼玉県行田市行 田22番10号	港北公会堂運営管理グループ 代表者 株式会社サンワックス 代表取締役 野原 治人 社 長	同

市第66号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市港南プー ル、横浜市保土 ヶ谷プール及び 横浜市金沢プー ル	中区日本大通52 番地	横浜ウォータープロモーショ ン 代表者 国際ビルサービス株式会社 代表取締役 鳥谷 尚道 社 長	令和6年4月1日か ら令和11年3月31日 まで
横浜市旭プール 及び横浜市都筑 プール	緑区台村町309 番地の1	よこはまプールサポーターズ 代表者 株式会社ウエルネスサポート 代表取締役 青木 達郎 社 長	同

別 紙

市第68号議案 地域療育センターの指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市東部地域療育センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
横浜市中部地域療育センター	同	同	同
横浜市西部地域療育センター	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 小 出 重 佳	同
横浜市南部地域療育センター	神奈川区西神奈川一丁目9番地の1	社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀	同
横浜市北部地域療育センター	港北区鳥山町1, 770番地	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 理事長 小 出 重 佳	同
横浜市戸塚地域療育センター	同	同	同

市第69号議案 公園の指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
神の木公園及び台町公園	神奈川区三ツ沢中町6番7号	緑とコミュニティーグループ 代表者 藤造園建設株式会社 代表取締役 藤巻 慎司 社 長	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
岡野公園	同	同	同

港の見える丘公園（集会施設及びギャラリーに限る。）、元町公園（プールを除く。）、山手イタリア山庭園及び山手公園	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・横浜市弓道協会グループ 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋本 健	同
日ノ出川公園	磯子区杉田四丁目5番10号	横浜緑地株式会社 代表取締役社長 瀧本 靖	同
日野中央公園	同	横浜緑地・アライグリーンパートナーズ 代表者 横浜緑地株式会社 代表取締役社長 瀧本 靖	同
常盤公園	神奈川区三ツ沢中町6番7号	緑とコミュニティーグループ 代表者 藤造園建設株式会社 代表取締役社長 藤巻 慎司	同
今川公園	同	同	同
岡村公園及び新杉田公園	磯子区杉田四丁目5番10号	横浜緑地株式会社 代表取締役社長 瀧本 靖	同
富岡総合公園	中区日本大通58番地	横浜市緑の協会・横浜市アーチェリー協会とみどりの会グループ 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋本 健	同
野島公園	同	公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋本 健	同
富岡西公園	南区唐沢15番地	横浜植木株式会社 代表取締役社長 伊藤 智司	同

別 紙

富岡八幡公園（ プール及び子供 用プールに限る 。）	東京都中央区銀 座4丁目12番15 号	株式会社オーエンス 代表取締役 社 長 大木 一雄	同
玄海田公園及び 長坂谷公園	神奈川県三ツ沢 中町6番7号	緑とコミュニティーグループ 代表者 藤造園建設株式会社 代表取締役 社 長 藤巻 慎司	同
新治里山公園	緑区三保町930 番地の24	特定非営利活動法人新治里山 「わ」を広げる会 代表理事 原 洪	同
谷本公園	神奈川県三ツ沢 中町6番7号	緑とコミュニティーグループ 代表者 藤造園建設株式会社 代表取締役 社 長 藤巻 慎司	同
都田公園	同	同	同
小雀公園及び東 俣野中央公園	同	同	同
俣野公園	中区日本大通58 番地	横浜市緑の協会・ワールドグ リーンメンテナンス共同事業 体 代表者 公益財団法人横浜市緑の協会 理事長 橋 本 健	同
金井公園	磯子区杉田四丁 目5番10号	横浜緑地株式会社 代表取締役 社 長 瀧本 靖	同
阿久和富士見小 金台公園	南区六ツ川四丁 目1,234番地	株式会社田澤園 代表取締役 社 長 田澤 重幸	令和6年4月1日か ら令和10年3月31日 まで

市第70号議案 市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の
指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
鶴見区及び神奈川区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設（53施設）	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
西区、中区、南区及び保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設（80施設）	同	同	同
港南区及び戸塚区内に存する市営住宅及び共同施設（24施設）	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一美	同
旭区内に存する市営住宅及び共同施設（18施設）	中区真砂町2丁目22番地	一般社団法人かながわ土地建物保全協会 会長 菅 家 龍 一	同
磯子区、金沢区及び栄区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設（37施設）	同	同	同

別 紙

港北区、青葉区及び都筑区内に存する市営住宅及び共同施設（26施設）	東京都世田谷区用賀4丁目10番1号	株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平	同
緑区内に存する市営住宅及び共同施設（15施設）	同	同	同
泉区及び瀬谷区内に存する市営住宅及び共同施設（25施設）	神奈川区栄町8番地の1	横浜市住宅供給公社 理事長 小林 一美	同

市第71号議案 横浜市少年自然の家の指定管理者の指定

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市少年自然の家赤城林間学園	中区尾上町6丁目81番地	公益財団法人横浜市スポーツ協会 会長 山口 宏	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
横浜市少年自然の家南伊豆臨海学園	同	同	同

市第48号議案 横浜みどり税条例の一部改正

横浜みどり税条例による市民税の均等割の税率の特例並びに固定資産税及び都市計画税の軽減措置を適用する期間を延長するため、横浜みどり税条例の一部を改正します。

1 趣旨

緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するためには、引き続き「横浜みどりアップ計画 [2024-2028] (案)」による緑の保全・創出に係る取組を進める必要があります。

そのため、一般的な市町村における標準的な税負担を超える施策である民有樹林地の買取り等、緑の取組の財源の一部となる横浜みどり税の課税期間を延長します。あわせて、市街地等の緑化誘導や良好な農景観の保全を図るため、固定資産税等の軽減措置の適用期間の延長を行います。

2 改正の概要

(1) 個人市民税

課税期間について、令和10年度分まで5年間延長します。

(2) 法人市民税

課税期間について、令和11年3月31日までの間に開始する事業年度まで5年間延長します。

(3) 固定資産税及び都市計画税の軽減措置

ア 特定緑化部分に対して課する固定資産税等の特例

特例の対象となる契約締結期間について、令和10年12月31日まで5年間延長します。

イ 農業用施設用地に対して課する固定資産税等の特例

特例の対象となる契約締結期間について、令和10年12月31日まで5年間延長します。

○ 令和6年度以降の横浜みどり税条例の概要

項 目		内 容
横浜みどり税	課税手法	市民税（個人・法人）均等割への超過課税
	課税期間	（個人）平成21年度分から 令和10年度分 まで （法人）平成21年4月1日から 令和11年3月31日 までの間に開始する事業年度
	税 率	（個人） <u>年間900円上乗せ</u> （法人） <u>年間均等割額の9%相当額</u> （4,500～270,000円）
固定資産税等の軽減措置	特定緑化部分に対する特例	敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から 令和10年12月31日 までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減する。
	農業用施設用地に対する特例	1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から 令和10年12月31日 までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する。

3 施行日

公布の日 等

市第 54 号議案 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正

1 趣旨

本市の処理施設に搬入する産業廃棄物について、適正に処理されたか確認する産業廃棄物管理票（通称：マニフェスト）を提出する方法に加えて、電子情報処理組織を使用して登録する方法を導入する等のため、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 南本牧廃棄物最終処分場における電子マニフェスト導入（第 38 条）

排出事業者が委託した産業廃棄物が適正に処理されたか確認する産業廃棄物管理票について、現在、南本牧廃棄物最終処分場では、紙媒体のマニフェストのみ使用可能です。情報管理及び不適正処理の監視の面で事業者・行政の双方にメリットがあることから、電子マニフェストの使用も可能とします。

(2) 「事業系一般廃棄物管理票」制度の廃止（第 37 条）

事業活動に伴って生じる廃棄物が適正に処理されたか確認することを目的として、本市焼却工場に多量の廃棄物を搬入する事業者に対して、「事業系一般廃棄物管理票」の提出等が義務付けられています。本制度の施行後に設けられた報告義務や搬入物検査などの制度により、排出状況の把握や不適正事案に対する指導等が効率的かつ効果的に行われていることから、本制度を廃止します。

(3) 熱回収施設の認定等に係る手数料の制定（第 47 条の 2）

事業者が設置する一般廃棄物処理施設について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 9 条の 2 の 4 に基づく熱回収施設認定等申請に係る手数料を次のとおり定めます。

ア 熱回収施設認定申請手数料 1 件につき 33,000 円

イ 熱回収施設認定更新申請手数料 1 件につき 20,000 円

(4) 災害廃棄物処理の特例措置に必要な事項の制定（第 38 条の 5 の 2 及び第 38 条の 5 の 3）

法の規定により、非常災害時に一般廃棄物処理施設を迅速に設置し、又は既存の産業廃棄物処理施設を迅速に活用する上で必要な事項を次のとおり定めます。

項目	本市が設置する場合 (法第 9 条の 3 の 2 の規定による施設の設置)	民間施設を活用する場合 (法第 9 条の 3 の 3 の規定による施設の設置)
生活環境影響調査結果の 公衆への縦覧の対象となる施設	焼却施設・最終処分場	焼却施設
公衆への縦覧の期間	1 月以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間	
利害関係者からの 意見書の提出期限	縦覧期間満了日の翌日から 2 週間以内で非常災害の状況を勘案して市長が定めて告示する期間	

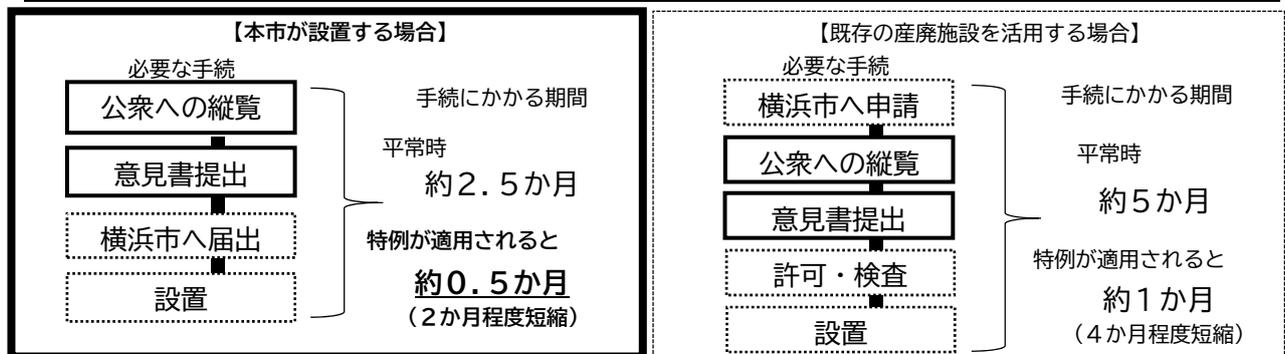


図 災害廃棄物処理の特例措置の概要

3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日

Ⅱ 予算議案

件名	概要
1 補正予算(2件)	
市第78号議案 令和5年度横浜市一般会計補正 予算(第4号)	歳入歳出予算補正 補正額 35,118,376 千円 ほか債務負担行為補正、市債補正、繰越明許費補正
市第79号議案 令和5年度横浜市中央卸売市場 費会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算補正 補正額 17,000 千円

令和5年度12月補正予算案の概要

12月補正予算案では、国経済対策の閣議決定（5年11月）を踏まえて住民税非課税世帯への給付金を追加するとともに、電力・ガス・食料品等価格高騰対策、公共工事の平準化に向けた取組のほか、事業の執行状況を踏まえた補正を実施します。

【歳入歳出予算補正】

一般会計	33事業	35,118百万円
特別会計	1事業	17百万円
全会計総計		35,135百万円

【債務負担行為補正】

予算外義務負担の追加	2件（一般会計）
変更	1件（一般会計）

【繰越明許費補正】

一般会計	18件
------	-----

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 国の総合経済対策を踏まえた補正 7事業 28,073百万円

ア 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 24,351百万円〔一般財源〕

電力・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、令和5年度課税情報を活用し特に影響が大きい住民税非課税世帯に対する給付金をプッシュ型で追加給付します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

- ・対象者：世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- ・給付件数見込：約33万世帯
(令和5年度5月補正で実施した給付金3万円の対象世帯数を基に積算)
- ・給付額：7万円/世帯
- ・スケジュール：支給のお知らせ等の発送 令和6年2月予定
支給時期 令和6年3月から順次支給予定
申請期限 令和6年5月

◆補正内容

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の追加給付にかかる事業費を補正

物価高騰等に直面する市民の支援や、温暖化対策（温室効果ガス削減）を推進するため、脱炭素ライフスタイルへの行動変容にもつながる省エネ家電の購入支援を実施します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

- ・キャンペーン名：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）
- ・実施内容：市内店舗で対象家電を購入した市民を対象に、購入金額の一部を還元するキャンペーンを実施
- ・対象家電：エアコン、冷蔵庫、LED照明器具
※資源エネルギー庁が定める統一省エネラベルで一定の多段階評価点（★の数）以上
- ・対象店舗：市内登録店舗
※市内に所在する実店舗を対象に募集
- ・還元等の概要：還元額…対象家電の購入金額の20%
上限額…1台あたり3万円
販売額…約94億円
CO₂削減量…約4,300トン
- ・対象者：市内居住者
- ・想定台数：約6.7万台
- ・実施期間：令和6年6月中～6年12月下旬（予定）

◆補正内容

省エネ家電購入支援の実施にかかる事業費を補正

ウ ものづくり成長力強化事業（カーボンニュートラル設備投資助成事業） 229 百万円〔一般財源〕

中小企業のエネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援するため、省エネルギー化に資する設備と太陽光発電設備の導入に係る費用を助成します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

- ・助成内容：中小企業の設備投資費用の一部を助成
- ・対象者：市内に事業所を置く中小企業

(1)省エネルギー化支援助成金

- ・助成対象設備
空調設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、変圧器、LED照明 等
- ・助成制度

	①簡易申請コース	②省エネ診断受診コース
助成率	1/2	1/2
助成上限	50 万円	300 万円
想定件数	190 件	90 件
備考		国等が実施する省エネルギー診断を受診し、本市の省エネ脱炭素化への取組啓発に協力する事業者を対象

- ・実施時期：1回目 令和6年2月 募集開始予定
2回目 令和6年7～8月 募集開始予定

(2) 太陽光発電導入支援助成金

- ・助成対象設備
太陽光発電設備、蓄電池 等
- ・助成金額：出力1kWあたり10万円
- ・助成上限：500万円
- ・想定件数：20件
- ・実施時期：令和6年5月～6月 募集開始予定

◆補正内容

中小企業の省エネルギー化に資する設備投資への助成にかかる事業費を補正

エ 横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業

199百万円〔一般財源〕

物価高騰等に直面する市民を支援し、地域経済を活性化するため、商店街プレミアム付商品券支援事業を実施します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

- ・補助内容：商店会等がプレミアム付商品券を発行する際のプレミアム分及び事務費の一部を支援
- ・対象者：市内商店会、各区商店街連合会等
- ・補助率、補助上限額：

		補助率	補助上限額
紙の商品券	プレミアム分	10/10	300万円
	事務費	3/4	50万円
電子商品券	プレミアム分	10/10	500万円
	事務費	3/4	200万円
広域電子商品券 (※)	プレミアム分	10/10	5,000万円
	事務費	3/4	2,250万円

※各区商店街連合会3団体以上かつ利用可能店舗数150店舗以上で連携して実施する場合

- ・想定件数：34件
- ・実施時期：令和6年3月 申請及び補助事業開始予定

◆補正内容

商店会等が実施するプレミアム付商品券の支援にかかる事業費を補正

物価高騰等の影響を受けている商店会等に対し、消費喚起や地域経済の活性化に向けて、横浜市内外から人を呼び込むための広報活動やイベントなど、商店街の来街促進につながる取組を実施する費用の一部を補助します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

- ・補助内容：来街促進のための取組を実施する商店会等に対して経費の一部を補助
- ・対象者：市内商店会等（複数での申請を含む）
- ・補助率：1/2
- ・補助上限：申請団体の規模（会員数）に応じ 55 万円から 1,100 万円を補助
- ・対象経費：広報宣伝費、会場借上料、委託料、景品費、人件費、謝金 等
- ・想定件数：100 件
- ・実施時期：令和 6 年 3 月 申請及び補助事業開始予定

◆補正内容

商店会等が実施する来街促進事業への補助にかかる事業費を補正

地域において温暖化対策（温室効果ガス削減）を推進し、市民の行動変容を促すため、自治会町内会館の脱炭素化にかかる費用を補助します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

- ・対象整備：照明LED化、省エネエアコン導入、窓等の断熱化、太陽光発電設備導入、蓄電池導入
- ※資源エネルギー庁が定める統一省エネラベルで一定の多段階評価点（★の数）以上などの基準を満たす対象製品
- ・対象：自治会町内会館を所有する団体
- ・補助率、補助上限額：

	補助率	補助上限額
照明LED化	2/3	60万円
省エネエアコン導入	2/3	130万円
窓等の断熱化、太陽光発電設備導入、蓄電池導入※	2/3	200万円

※いずれかの実施も可。補助上限額は、合算上限額

- ・想定団体数：約250団体
- ・スケジュール：申請受付開始 令和 6 年 3 月 予定
申請期限 令和 6 年 9 月 予定

◆補正内容

自治会町内会館における脱炭素化への補助にかかる事業費を補正

キ 税務システム改修事業

300百万円〔一般財源〕

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」を踏まえ、令和6年度個人住民税の定額減税実施に向けた税務システムの改修に必要な費用を増額します。

◆実施概要

内容：税務システムの税額計算プログラムの改修等
改修期間：令和5年12月～6年3月

◆補正内容

個人住民税の定額減税実施に向けた税務システムの改修にかかる事業費を補正

(2) その他物価高騰対策

10事業 987百万円

ア 指定管理施設物価高騰対策支援事業

230百万円〔一般財源〕

本市が所管する市民利用施設のうち、指定管理者が運営する施設において安定した施設運営を行うために、光熱費の高騰分について支援を行います。

◆実施概要

- ・対象施設：123施設
- ・計上内訳：5局 5事業
⇒詳細は、「資料2 令和5年度12月補正予算案 指定管理施設物価高騰対策支援事業一覧」を参照
- ・支援内容：施設ごとに算出した光熱費の高騰相当分を支援
- ・対象期間：令和5年4月～6年3月

◆補正内容

指定管理施設に対する光熱費の支援実施にかかる事業費を補正

イ 学校管理費（学校需用費（小・中・高・特支））

740百万円〔一般財源〕

燃料価格高騰の影響等に伴う、市立学校の光熱費（電気・ガス料金）の不足分を補正します。

◆実施概要

- ・対象施設：市立の小学校（340校）、中学校（147校）、高等学校（9校10課程及び別科）、特別支援学校（13校）の全509校
- ・対象経費：光熱費（電気・ガス料金）

◆補正内容

市立小・中学校、高等学校、特別支援学校にかかる光熱費を補正

ウ 中央卸売市場費会計繰出金

17百万円〔一般財源〕

仲卸業者等に対する電気料金の支援の実施にかかる事業費を一般会計から繰り出します。

⇒詳細は「3. 特別会計歳入歳出予算補正」(1) アを参照

(3) 公共工事の平準化(6年度予算の前倒しとして実施)

7事業 2,700百万円

工事等の品質確保と働き方改革の推進を図るため、6年度実施予定の公共工事を前倒して計上し、5年度中から工事や準備を進めることにより、施工時期の平準化を図ります。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

ア	公園整備事業	500百万円
	＜公園の施設改良工事等を実施＞	
イ	工場補修費	100百万円
	＜焼却工場の補修工事を実施＞	
ウ	公共建築物長寿命化対策事業	500百万円
	＜区庁舎等の長寿命化対策工事を実施＞	
エ	道路修繕事業	1,000百万円
	＜道路の舗装補修工事等を実施＞	
オ	校地整備事業	120百万円
	＜校地及び付帯設備の補修を実施＞	
カ	市立学校空調設備整備事業	90百万円
	＜普通教室の空調の洗浄及び更新に向けた調査を実施＞	
キ	シャッター改修事業	390百万円
	＜学校のシャッターの改修を実施＞	

◆補正内容

公共工事の平準化に向けた事業費を補正

ア 子育て応援サイト事業

100百万円〔一般財源〕

稼働に向けた準備を進めている「子育て応援サイト・アプリ」(※)について、今後予定する機能の付加等に必要な費用を増額します。

※「子育て応援サイト・アプリ」

概要：オンライン手続きや子育て関連情報の提供等を行うサイト・アプリを構築し、利便性向上による子育て世帯の負担軽減、子育てに関する満足度等向上を図る。

稼働時期：令和6年6月（電子母子健康手帳や申請・相談予約機能などを搭載。その後、機能を順次リリース）

◆実施概要

<新たな付加を検討している主な機能等>

- ・出産・子育て応援金のギフト化

令和4年4月以降に妊娠・出産した方へ計10万円を支給する出産・子育て応援交付金について、子育てに有効活用されるよう、これまでの現金から同額相当のギフトへ支給方法を変更し、サイト・アプリから申請できる機能を開発。（開始時期：令和6年10月予定）

- ・リリース前の市民テストの拡充

一層の利便性向上につながるよう、稼働開始前の市民（モニター）テストを充実させるため、対象範囲や期間の拡大などを実施。（実施時期：順次～令和6年6月の稼働開始前）

◆補正内容

子育て応援サイト・アプリにて今後予定する機能の付加にかかる事業費を補正

イ 横浜文化体育館再整備事業

66百万円〔一般財源〕

横浜文化体育館再整備の実施に伴い平成29年12月19日付で締結したPFI事業契約について、光熱水費等対価の改定及びメインアリーナの引き渡し実施による基準金利の変更を行うため、事業費を増額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「4.債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

PFI事業契約にかかる対価の改定及び基準金利の変更に伴う事業費を補正

ウ 屋外プール再整備事業

6百万円〔一般財源〕

本牧市民プール再整備の実施に伴い令和3年9月29日付で締結したPFI事業契約について、光熱水費等対価の改定を行うため、事業費を増額します。

※あわせて、債務負担行為を設定（「4.債務負担行為補正」（1）ア参照）

◆補正内容

PFI事業契約にかかる対価の改定に伴う事業費を補正

エ 大さん橋ボーディングブリッジ整備事業

600百万円〔国費200 市債400〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、大さん橋国際客船ターミナルにおける老朽化したボーディングブリッジの更新を行います。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆補正内容

大さん橋ボーディングブリッジ整備にかかる工事費等を補正

オ 航空隊運営費

236百万円〔一般財源〕

消防ヘリコプターの法定点検等に伴い、機体整備が必要となったため、事業費を追加します。

◆実施概要

対象：ヘリコプター1号機

内容：機体補修、部品交換等

スケジュール：5年12月契約、6年3月完了

◆補正内容

消防ヘリコプターの安全運航のための機体整備費を補正

カ 消防車両購入費

28百万円〔寄附金〕

市民から本市への寄附金を活用し、高規格救急車1台及び救急資器材を購入するため、事業費を追加します。

※あわせて、繰越明許費を設定

◆実施概要

寄附受納：5年10月

スケジュール：6年2月契約、9月納車

◆補正内容

寄附受納に伴い車両整備費を補正

キ 教科書改訂に伴う指導書等購入費（小学校運営振興費ほか1事業）

721百万円〔一般財源〕

教育におけるデジタル化の推進のため、小学校の教科書改訂とあわせて、令和6年度当初から指導者用デジタル教科書を導入するため、購入にかかる費用を補正します。

◆実施概要

実施対象：市立小学校338校及び特別支援学校（小学部）

◆補正内容

指導者用デジタル教科書の購入にかかる事業費を補正

小・中学校建替等工事について、国庫補助事業の認証が増額になったことや資材単価高騰に伴い事業費を追加します。また、児童生徒数見込を踏まえ、不足教室対策・少人数学級整備に必要な事業費を追加します。

◆実施概要

①小・中学校建替等工事（837百万円）

対象校：上菅田笹の丘小学校、菅田の丘小学校、榎が丘小学校、勝田小学校

※あわせて、菅田の丘小学校は繰越明許費を設定

②不足教室対策・少人数学級整備（765百万円）

◆補正内容

小中学校の整備及び改修にかかる事業費を補正

2. 12月補正予算案で活用する一般財源と市債

(1) 一般財源 31,974 百万円

今回の補正予算案で必要となる一般財源は、31,974 百万円です。これについては、次のとおり活用します。

- ・前年度繰越金：3,214 百万円（令和4年度一般会計決算剰余金の1/2（活用可能額：7,492 百万円））
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金：28,760 百万円
（内訳）国の総合経済対策への対応 27,773百万円
その他物価高騰対策分 987百万円

(参考1) 国の総合経済対策による臨時交付金追加交付見込（令和5年11月24日時点）

(単位：百万円)

項目	交付見込額	執行見込額	差引
低所得世帯支援枠	24,351	24,351	-
推奨事業メニュー	※4,000	3,422	638
合計	28,351	27,773	638

※ 国の事務連絡により示された交付限度額の目安「令和5年3月に交付した分の約7割程度」から試算した概算額。
（令和5年3月29日通知 推奨事業メニュー分交付限度額：5,813百万円）

(参考2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の状況

(単位：百万円)

項目	交付上限額	執行見込額	差引
低所得世帯支援枠	※8,504	(5月補正) 11,302	△2,798
推奨事業メニュー分	9,313	(当初予算) 3,350	677
国庫補助事業分	3,737	(5月補正) 5,290	
		(9月補正) 2,747 (12月補正) 987	
合計	21,554	23,675	△2,121

※ 「低所得世帯支援枠」の交付上限額を超えて活用していますが、現在の交付上限額は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金による支給世帯数に0.7を乗じた値を基に決定されており、今後、追加交付がある見込みです。

(2) 市債 2,744 百万円

市債は、中期計画における「4か年活用額：5,300億円」のもと、計画的に活用しており、今回の補正予算案では、国庫補助事業の認証増などにより、市債を2,744 百万円追加で発行します。

(単位：百万円)

項目	当初予算	現計予算 A	見込 B	補正額 (B - A)
市債	114,803	115,276	118,020	2,744
建設債	102,803	103,276	106,020	2,744
臨時財政対策債	12,000	12,000	12,000	-

3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策

1事業 17百万円

ア 中央卸売市場費会計（仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業） 17百万円〔一般会計繰入金〕

特別高圧受電施設である中央卸売市場本場及び横浜南部市場へ電気料金を支払う卸売市場内の仲卸業者等に対して、取り扱う生鮮食料品の衛生状況を保つために使用する冷蔵・冷凍などの設備について、5月補正に引き続き、電気料金の補助を行います。

◆実施概要

- ・ 補助内容：令和5年10月使用分から令和6年3月使用分の電気料金について電気使用量に応じ補助 1kwhあたり1.8円
- ・ 対象事業者：中央卸売市場本場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者 及び
横浜南部市場管理協会の会員で青果棟・水産棟を賃借して業務を営む事業者のうち次の要件のすべてを満たす事業者
 - ①交付申請時点で、市場で営業していること
 - ②市場使用料、施設使用料、本場収入及び延滞金等の滞納がないこと
- ・ 対象事業者数：約180者

◆補正内容

仲卸業者等の電気料金の支援にかかる事業費を補正

4. 債務負担行為補正（予算外義務負担の追加・変更）

(1) 一般会計 3件

ア 新たに予算外義務負担の設定を行うもの

事 項	期 間	限度額
横浜文化体育館の整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担（令和5年度）	令和6年度から 令和20年度まで	1,900百万円

【設定理由】

横浜文化体育館再整備の実施に伴うPFI事業契約について、対価の改定及び基準金利の変更を行うため、新たに予算外義務負担を設定します。

※参考：既設定の債務負担行為

- ・期間：平成30年度から令和20年度まで 限度額：33,000百万円

事 項	期 間	限度額
本牧市民プールの整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担（令和5年度）	令和6年度から 令和14年度まで	120百万円

【設定理由】

本牧市民プール再整備の実施に伴うPFI事業契約について、対価の改定を行うため、新たに予算外義務負担を設定します。

※参考：既設定の債務負担行為

- ・期間：令和4年度から令和14年度まで 限度額：2,900百万円

イ 予算外義務負担の変更を行うもの

事 項	期 間	限度額	
東部方面斎場（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	変更前	18,000百万円
		変更後	21,000百万円

【変更理由】

東部方面斎場（仮称）整備工事請負契約について、入札不調により契約金額を見直したことに伴い、予算外義務負担の限度額を変更します。

5. 繰越明許費補正

(1) 一般会計 18件 明許設定額 9,733百万円

<添付資料>

- 資料1 令和5年度12月補正予算案について《総括表》
- 資料2 令和5年度12月補正予算案 指定管理施設物価高騰対策支援事業一覧

令和5年度12月補正予算案について《総括表》

資料 1

1 歳入歳出予算補正

一般会計

(1) 国の総合経済対策を踏まえた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
温対	省エネ家電購入促進事業	1,750	0	0	0	0	1,750
財政	税務システム改修事業	300	0	0	0	0	300
市民	自治会町内会館脱炭素化推進事業	1,137	0	0	0	0	1,137
経済	ものづくり成長力強化事業 (カーボンニュートラル設備投資助成事業)	229	0	0	0	0	229
経済	横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業	199	0	0	0	0	199
経済	商店街にぎわい促進事業	108	0	0	0	0	108
健福	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業	24,351	0	0	0	0	24,351
国の総合経済対策を踏まえた補正 (7事業) 小計		28,073	0	0	0	0	28,073

(2) その他物価高騰対策

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
各局	指定管理施設物価高騰対策支援事業 (5事業)	230	0	0	0	0	230
経済	中央卸売市場費会計繰出金	17	0	0	0	0	17
教育	学校管理費 ・小学校需用費 ・中学校需用費 ・高等学校需用費 ・特別支援学校需用費	740	0	0	0	0	740
その他物価高騰対策 (10事業) 小計		987	0	0	0	0	987

(3) 公共工事の平準化(6年度予算の前倒しとして実施)

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
環創	公園整備事業	500	0	0	0	500	0
資源	工場補修費	100	0	0	0	0	100
建築	公共建築物長寿命化対策事業	500	0	0	0	417	83

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
道路	道路修繕費	1,000	0	0	0	0	1,000
教育	校地整備事業	120	0	0	0	0	120
教育	市立学校空調設備整備事業	90	0	0	0	0	90
教育	シャッター改修事業	390	0	0	0	0	390
公共工事の平準化 (7事業) 小計		2,700	0	0	0	917	1,783

(4) その他事業の執行状況に合わせた補正

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
にぎ わい	横浜文化体育館再整備事業	66	0	0	0	0	66
にぎ わい	屋外プール再整備事業	6	0	0	0	0	6
こども	子育て応援サイト事業	100	0	0	0	0	100
港湾	大さん橋ボーディングブリッジ整備事業	600	200	0	0	400	0
消防	航空隊運営費	236	0	0	0	0	236
消防	消防車両購入費	28	0	0	28	0	0
教育	教科書改訂に伴う指導書等購入費 ・小学校運営振興費 ・特別支援学校運営振興費	721	0	0	0	0	721
教育	小中学校整備事業	1,602	172	0	0	1,427	3
その他事業の執行状況に合わせた補正 (9事業) 小計		3,359	372	0	28	1,827	1,131

一般会計(33事業) 合計		35,118	372	0	28	2,744	31,974
---------------	--	--------	-----	---	----	-------	--------

※「一般財源」欄は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(28,760百万円)を含んだ数値

【参考】5年度予算額の推移	事業費	国費	県費	その他	市債	一般財源
当初予算	1,902,222	398,492	110,524	178,881	102,803	1,111,522
4月専決	3,331	3,331	0	0	0	0
5月補正	17,863	0	1,271	0	0	16,592
9月補正	8,895	1,050	4,485	1	473	2,886
12月補正案	35,118	372	0	28	2,744	31,974
現計予算	1,967,429	403,246	116,281	178,909	106,020	1,162,974

特別会計

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰対策

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計 繰入金
経済	中央卸売市場費会計（1事業） ・仲卸業者等電気価格激変緩和対策事業	17	0	0	0	0	17
電力・ガス・食料品等価格高騰対策 （1事業） 小計		17	0	0	0	0	17
特別会計（1会計、1事業） 計		17	0	0	0	0	17

2 債務負担行為補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	名称・設定期間	限度額	国費	県費	その他	市債	一般財源
にぎわい	横浜文化体育館の整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担（令和5年度） R6～R20	1,900	0	0	0	0	1,900
にぎわい	本牧市民プールの整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担（令和5年度） R6～R14	120	0	0	0	0	120
健福	東部方面斎場（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	補正前 R6～R8	0	0	0	17,997	3
		補正後 R6～R8	0	36	0	20,962	2

3 繰越明許費補正

一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	設定額
温対	省エネ家電購入促進事業	1,750
総務	地域防災拠点機能強化事業	2
市民	自治会町内会館脱炭素化推進事業	1,137
経済	ものづくり成長力強化事業 （カーボンニュートラル設備投資助成事業）	229
経済	横浜市商店街プレミアム付商品券支援事業	199
経済	商店街にぎわい促進事業	108
こども	小学校建替等に伴う放課後キッズクラブ整備事業	5
健福	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業	2,755

(単位：百万円)

局名	事業名	設定額
環創	公園整備事業	500
資源	工場補修事業	60
建築	公共建築物長寿命化対策事業	500
道路	道路修繕事業	1,000
港湾	大さん橋ボーディングブリッジ整備事業	600
消防	消防車両購入事業	28
教育	校地整備事業	120
教育	小中学校整備事業	260
教育	市立学校空調整備事業	90
教育	シャッター改修事業	390
設定額（18事業） 合計		9,733

令和5年度12月補正予算案 指定管理施設物価高騰対策支援事業一覧

資料 2

【一般会計】

(単位:千円)

	局名	事業名	対象施設	補正額
1	市民局	地区センター等管理運営事業費	公会堂(11施設)、地区センター(62施設)、コミュニティハウス(8施設)、集会所(2施設)、スポーツ会館(4施設)	51,224
2	にぎわい スポーツ文化局	スポーツ施設管理運営事業費	スポーツセンター(17施設)、屋内プール施設(3施設)、体育施設(1施設)	101,105
3	健康福祉局	スポーツ医科学センター運営費	横浜市スポーツ医科学センター	14,481
4	環境創造局	公園・施設別管理運営事業費	指定管理者制度導入公園及び公園施設(12施設)	47,534
5	港湾局	大さん橋国際客船ターミナル指定管理費	大さん橋(2施設)	15,220
指定管理施設物価高騰対策支援事業合計 (5事業、123施設)				229,564